

平成 20年5月30日

平成 20年5月30日

平成 20年 第 4 回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第26号

平成20年第4回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年5月23日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成20年5月30日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第55号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第56号 南部町監査委員の選任について

開会日に応招した議員

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

赤 井 廣 昇君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

笹 谷 浩 正君

足 立 喜 義君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

塚 田 勝 美君

真 壁 容 子君

宇田川 弘君

森 岡 幹 雄君

応招しなかった議員

な し

平成20年 第4回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成20年5月30日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成20年5月30日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第55号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 南部町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第55号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 南部町監査委員の選任について

出席議員(16名)

1番 植田 均君	2番 景山 浩君
3番 杉谷 早苗君	4番 赤井 廣昇君
5番 青砥 日出夫君	6番 細田 元教君
7番 石上 良夫君	8番 井田 章雄君
9番 笹谷 浩正君	10番 足立 喜義君
11番 秦 伊知郎君	12番 亀尾 共三君
13番 塚田 勝美君	14番 真壁 容子君
15番 宇田川 弘君	16番 森岡 幹雄君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 谷 口 秀 人君 書記 ----- 本 田 秀 和君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君 副町長 ----- 藤 友 裕 美君
教育長 ----- 永 江 多 輝夫君 総務課長 ----- 陶 山 清 孝君
税務課長 ----- 米 澤 睦 雄君 教育次長 ----- 稲 田 豊君
健康福祉課長 ----- 森 岡 重 信君 医療保険室長 ----- 岩 田 典 弘君
農業委員会事務局長 ----- 加 藤 晃君 税務専門員 ----- 田 辺 登君

午前9時00分開会

議長(森岡 幹雄君) おはようございます。御苦労さんでございますが、臨時会をただいまから開きたいと思います。早朝から傍聴の皆さん御苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は16人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成20年第4回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

. .

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(森岡 幹雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、植田均君、2番、景山浩君。

. .

日程第2 会期の決定

議長(森岡 幹雄君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

議長（森岡 幹雄君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第55号

議長（森岡 幹雄君） 日程第4、議案第55号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から説明を求めます。

副町長、藤友君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第55号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例でございますが、これは後期高齢医療制度の創設に伴いまして、国民健康保険税制度の改正及び20年度の南部町における国民健康保険税率を定めるための条例改正を行うものでございます。

詳細につきまして税務課長の方から説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正の主な点でございますが、先ほど副町長が申しましたように後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、国民健康保険税の課税額に新たに後期高齢者支援金等課税額が加えられ、その算定額の基準並びに平成20年度の税率が加えられたこと。また、基礎課税額及び介護納付金課税額の平成20年度分の税率改正、基礎課税額の付加限度額の変更、特定世帯に係る減額措置を定めること。そして、平成18年度及び平成19年度の課税特例の廃止でございます。

新旧対照表の方がわかりやすいと思いますので、新旧対照表で御説明いたします。ただし、条の繰り下げとかそれに伴う改正は省略いたします。

新旧対照表の1ページの新の方をごらんください。まず、第2条でございます。第2条第1項

の改正につきましては、昨年度までは国民健康保険税の課税額は基礎課税額と介護納付金課税額の合算額で構成されておりましたが、冒頭で申しましたようにこれに新たに後期高齢者支援金等課税額を加え、国民健康保険税の課税額は従来の基礎課税額、介護納付金課税額に加えまして、後期高齢者支援金等課税額の合算額とするものでございます。

次に、その下の第2項でございますが、これは基礎課税額の限度額を56万円から47万円に改正するものでございます。

次に、1ページから2ページにかけての第3項でございますが、第3項は後期高齢者支援金等課税額の算定方法及び限度額を規定するために新たに加えられた項でございます。第1項の後期高齢者支援金等課税は世帯主、括弧で書いてございますがこれは擬制世帯主を指しますが、及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は12万円とするというものでございます。

次に、第3条から第5条でございますが、これは基礎課税額の所得割、資産割、被保険者均等割の税率及び額の改正でございます。第3条では、基礎課税額の所得割額を100分の8.03から100分の4.22に、第4条では、資産割額を100分の38.20から100分の19.54に、第5条では、被保険者均等割額を2万8,100円から1万5,600円に改正するものでございます。

続きまして第5条の2は、基礎課税額の世帯別平等割額の改正規定でございますが、昨年度まで一本でございました世帯別平等割額を、特定世帯と特定世帯以外に分けて額を規定するものでございます。特定世帯と申しますのは、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして制度創設時または制度創設後、国保の被保険者であった方が後期高齢者に移られ、その方と同じ国保世帯にいらっしゃった方が国保で単身世帯で残られた場合をいまして、これにつきましては5年間世帯別平等割額を半額にするものでございます。したがって、世帯別平等割額につきましては特定世帯以外の世帯を昨年度の2万2,140円から1万2,900円に改正いたしまして、特定世帯を半額の6,450円に規定するものでございます。

続きまして、第6条から4ページにかけましての第7条の3までは、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の税率及び額の規定で新たに加えられたものでございます。第6条は、所得割100分の2.58、第7条は、資産割100分の12.30、第7条の2は、被保険者均等割額1人につき9,800円、4ページの第7条の3は、世帯別平等割額で特定以外の世帯が8,000円、特定世帯が半額の4,000円ござ

います。

次に、第8条から第9条の3までは、介護納付金課税額の税率及び額の改正でございます。第8条の所得割額は100分の1.38から100分の1.57に、第9条の資産割額は100分の9.25から100分の8.95に、第9条の2の被保険者均等割額は8,400円から8,300円に、第9条の3の世帯別平等割額は4,700円から4,400円に改正するものでございます。

次に、8ページの第23条をごらんください。第23条は国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の規定でございます。まず第1項は、基礎課税額を減額して得た額の上限額の改正並びに後期高齢者支援金等課税額の減額して得た額の上限額を加える規定でございます。基礎課税額は56万円から47万円に改正し、後期高齢者支援金等課税額の減額して得た額の上限額を12万円とするものでございます。

次に第1号は、7割軽減でございます。9ページから10ページにかけましての第2号は5割軽減。10ページから11ページの第3号は2割軽減の規定でございます。さきに御説明申しました基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の軽減額をそれぞれ規定しているものでございます。また、第2号及び第3号の5割、それから2割軽減におきましては軽減判定を行う際には後期高齢者医療制度の創設時または創設後に、国保から後期高齢者医療に移られた方もこれを特定同一世帯と所属者と規定しておりますけれども、これも5年間に限りこの方の人数及び所得を含めて軽減判定をするように規定されております。

続いて、12ページの新旧対照表の旧の方をごらんください。そこに第3項がございます。これは2割軽減を受けようとする納税義務者は、今までは申請しなければ軽減を受けられない規定でございますが、このたびの改正によりましてこの第3項が削除されまして、2割軽減が納税義務者から申請を必要とせず職権でできるようになったものでございます。

続いて、同じ12ページの左側の新の方の第25条の2をごらんください。この第25条の2第1項第2号がこのたびの改正により新たに加えたものでございます。これは下の方に(ア)から(オ)というのがございますが、ここに掲げてあります健康保険等の被保険者の被用者保険の被保険者が後期高齢者医療に移行されたときに、その被保険者の被扶養者であった方が新たに国保の被保険者となられた場合、被扶養者であった期間に保険料を付加されていなかったことに対しまして、国保の被保険者となったことにより新たに保険料を負担することになるために、その被扶養者であった方につきましては2年間国保税額を減免する旨の規定でございます。その条件は第

2号に記載してあるとおりでございます。それから、第2項でございますが、先ほど申しました方につきましては該当する初年度に申請書を提出していただければ、2年度目には申請書の提出は要さない旨の規定を新たにただし書きということで加えたものでございます。

次に14ページの、附則第6項をごらんください。附則第6項につきましては、これは第23条の軽減判定の際に65歳以上の方の公的年金等の所得につきましては、年金所得から15万円控除した額で判定する規定でございますが、新たに被保険者の次に特定同一世帯所属者を加えるものでございます。

次に、右側の旧の方でございますが、第7項及び第8項をごらんください。この第7項及び第8項は、平成18年度及び平成19年度の特例として規定されておりました年金所得者の第23条の軽減判定の際の、それぞれ年金所得から平成18年度には28万円、平成19年度には22万円控除する規定を削除するものでございます。

次に、16ページの第9項及び第10項をごらんください。第9項及び第10項につきましては平成18年度及び平成19年度の、これも特例として規定されておりました所得割額の計算の際の基礎控除を行う前に、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円別に控除する特例の規定の削除でございます。

この今申しました、削除しました4つの項は、昭和15年1月1日以前に生まれた方で平成16年分の年金所得控除が140万円で、平成17年から控除額が120万円に変更になった方が対象で、国保税の所得割が増になることへの激変緩和のための特例措置でございました。

附則といたしましては、これは議案書の方でございますが、この条例は公布の日から施行する。この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 提案の説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） 今回の国保の条例ですけれども税率変更で、国保運営協議会が5月に開催されていると思いますけれども、そこで国保の会計の決算が審査されていると思いますけれども、その資料を提出お願いしたいということが1点と、運営協議会で執行部から何案かの案を提出されてそれを検討されただろうと思っていますが、その運営協議会でのどのような考え方で案を提出されたのか、その提案の内容について説明されたいということと、それからそこ

の中でどのような協議がされて、どういう結論を得たのかという説明を求めたいと思います。

それから、この議案の14ページの、公的年金に係る所得の健康保険課税の特例について激変緩和が廃止されるという条例になってますけれども、この激変緩和を廃止することによってどのような対象の方、昭和15年以前生まれということだったんですけども、どのような人数の方々に及んでるのかということと、その廃止によって税額がどのように変化するのかという状況をお知らせください。その点、よろしく願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） 今、植田議員から質疑がございました。それぞれ御答弁をいただきたいと思いますが、実は国保の運営審議会の資料につきましては議会の方から徴求をいたしまして、閲覧の文書の中に既につづっております。そのことを皆さん方に報告するのがおくれておりましたけれども、改めて御報告申し上げたいと思います。それを踏まえて担当課の方から先ほど質疑がそれぞれございましたけれども、その資料等についてそれぞれお答えをいただきたいというふうに思います。

健康福祉課長、森岡君。

健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。決算見込みを出したわけですが、これにつきましては今議長さんがおっしゃったとおりで資料として出しておりますので、それを確認していただきたいと思います。

また、運協での提案の部分でございますけれども、3案提案をしております。

当初予算ベースで試算したものでございます。これを1案としております。これは1人当たりが7万437円ということで、昨年比較で5,229円を増額をするものでございます。

2案としまして、19年度同額ベースで試算した6万5,143円というものでございます。比較しますと65円減額になりますけれども、これが2案としております。

また、繰越金を2,000万とした場合の試算ということで6万2986円、昨年比較しますと2,222円減ということで、これを3案として提案をいたしております。

この中で医療費の伸びがあるものの、生活者の状況をかんがみると低く設定した方がいいじゃないかというような御意見もいただきました。繰り越しが若干ありますのでこれを使って低く設定をするということではなく、やはり基金として将来に備えるべきというような御意見もいただきました。このような中で協議をされた結果、第3案、皆さんのところに資料としてお渡ししておりますけれども、医療費分でいきますと6万2,000……ごめんなさい、今言いましたのは後期高齢分も含んだ金額ということで御理解をいただきたいと思います。ですので、皆さんのお手元の資料としましては4万479円、それと後期高齢分が2万2,507円となりますので、合

計6万2,986円という内容でございます。最初にそのことを説明しなければならなかったですけれども、そういった合わせたものでの第3案ということで決定をしていただいた状況でございます。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 担当課長、先ほど資料としていただいておりますけれども、決算の概況については多分、植田議員ごらんになってないんじゃないかと思っておりますのでお断りしましたけれども、その決算の状況等については若干触れておいていただきたいというふうに思います。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。運協では報告事項ということで、19年の国保特別会計の決算見込みというものと診療緒率の状況ということをご報告させていただきました。協議事項として先ほど申し上げた内容を協議をしていただきました。その決算の見込みでございますけれども、細部にわたる数字につきましては資料提出しておりますのでそちらの方で見ていただきたいと思っておりますけれども、歳入合計額としまして13億3,180万1,502円というものを見込んでおります。歳出合計としまして12億8,199万6,083円というもので、4,980万5,419円を翌年度繰り越し予定額というふうに決算見込みを立てております。この状況の中で基金保有高でございますが、平成19年は27万4,863円利息がございますので、これを積み増ししまして1億8,183万805円という状況だということでございます。その繰越金の主な要因でございますけれども、国庫特別調整交付金歳入の方でいいますと国庫特別調整交付金でございますが、これは本年限りということでございますけれども特別事情分ということで700万円、これは病院の方に行く分でございます。それと国の算定誤りがございまして、これの調整ということで729万6,000円が増額になっておりまして、合わせますと1,900万ほどになりますけれども交付金が伸びております。

それと療養給付費交付金でございますけれども、これは退職医療費の伸びによりまして、3月補正後に増額の変更交付決定となっております。これが2,685万6,000円というふうな見込みを立てております。主な繰り越しといたしますが、内容は以上のような状況でございます。

諸費、諸率につきましても報告を少しさせていただきたいと思っております。診療諸率の状況ということで1人当たり診療費、これは入院外歯科含めたものでございますけれども、一般と退職老人合計ということで説明をさせていただきました。一般では1人当たりが22万5,764円になっております。前年比較としまして9.07%の増というふうになっております。また、退職では30万2,090円ということでございます。前年比較としまして1.24%の減ということでございます。老人では68万7,289円ということで、1.14%の増ということでござい

す。それをひっくるめまして合計としましては、1人当たり38万7,277円、前年比較1.9%の増ということでございます。平均被保険者数は4,547人という状況でございます、このような状況を報告をして会を開いております。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長でございます。植田議員の質問にお答えいたしますが、先ほど4項の削除の特例の廃止を申し上げましたけれども、まず第7項と第8項でございます。それから9項と10項ですが、実際の人数は全く把握しておりません。ただ、第7項8項につきましては22万円を控除する規定。これは平成19年度ですが、これが削除されますと軽減判定の際の年金所得から引かれます額は15万円となりますので、差額が7万円ございます。この差額の7万円によりまして7割が5割、5割が2割ということの軽減に影響が出ることは予想されます。

それから、第9項第10項の13万円7万円の控除の特例の規定の廃止でございますが、これは全くゼロ円になりますので、平成19年度の7万円をこれがそのまま所得に出ると仮定いたしますと、平成20年度の所得割4.22パーセントを掛けますと2,900円の影響があるということでございます。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） 決算見込みの概要しか教えていただけなかったんですけども、本来税率変更する場合に、議会事務局に資料を置いておくということでは十分な審査ができないと私は考えるので、ぜひこの決算見込みについては全員に資料配付として当然やるべきだということをおきたいと思っております。

それで私は、19年度の決算見込みの資料をちょっと見せていただいておりますけれども、19年の当初で5,650万ですかね、基金を取り崩して、19年の国保の付加額を決定するときに5,600万の基金取り崩しを前提にしたわけです。それで実際、19年の決算見込みを見ますと実際取り崩してないゼロなんですね。その取り崩さずに丸々基金が残ったわけです。

それで、それからもう1点は、先ほど健康福祉課長が言われたように翌年度繰り越し予定額が4,980万繰り越される状況になってるということは、19年度の当初で5,000万、1億1,000万近い予算を最初入れておったわけですね。それを前提にして19年の付加がされているわけですね。それで、それをやった結果が基金取り崩しはゼロで繰り越し額が4,900万残っている。

そういう状況を考えると、その今の今回提案されている付加調定額ですか、これというのは非

常に高いところに設定されているのではないかと私は思うわけですが、そのような提案をされてきた考え方について、ぜひ町長にお聞きしたいと思うんですが。

今の国保が本当に住民の生活を苦しめています。本当にどうやって払っていこうかということ、私を町内の皆さん、歩くとそういう声をいっぱい聞くわけですよ。このような19年度の決算の状況を見たときに3つの案を出されて、その中で低いものをとったんだという説明だったんですけども、19年の決算状況を見たときに高いところに設定されていると私は考えているんですが、町長にその点のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 町長。19年度の当初に随分高い税率を設定して、付加をしておいたのではないかと御指摘でございますけれども、結果として4,980万円ですか、程度の繰り越しが見込まれるということでございます。事務を進める上で医療費の支払いに困難を来まして、途中で資金がなくなるというようなことは大変なことでございますから、前年あるいはその前からの医療費の伸びというようなことを十分勘案して、この程度の医療費がかかるのではないかと見込み、そして所得の状況を判断してその所得からどの程度の税率、特に応能応益50、50というような約束事がございますので、そういう制約の中で付加の率を決定していくということでございます。

そういうことで1年間過ぎたわけですが、結果として繰り越しができるような健全な財政運営ができたということでございますけれども、もともとそういう見込みが大きく異なっておったということではないわけでありまして、先ほど医療諸費の診療諸費の状況を申し上げましたけれども、一般、退職、老人それぞれやって、合計で伸びが101.90ということになっております。医療費も適当に伸びて、それを賄う税率設定をして付加をしておいたということだろうと思っております。それともう一つは、あくまでも前年の所得ということが基準になりますから、所得が変動するということによって当然これは変わってくるわけでございます。

それからもう1点は、特別調整交付金というのが国から随分いただいております。財政調整交付金が大体1億1,100万、予算が9,064万7,000円でしたので、2,000万以上の財政調整交付金がふえておるといような状況であります。

そういうさまざまな1年間の変動要因というものがあって、結果としてこういうことになったということでございます。

それともう一つは、国保は高い、なかなか払いにくいということでございますけれども、もともとその国保で大体被保険者が半分、それから公費が半分ということでスタートしたというよう

に私は思っておりますけれども、19年度の決算の見込みから見ますと国民健康保険税そのものは3割払っておられません。大体20何%であります。ですから、50%本当のところは負担を求めているわけでありまして、3割にも満たない程度の国民健康保険税でございます。そういうことでこれは国や県あるいは町、そういうところの公費の投入が7割ぐらいあって初めて成り立っておる保険でございます。

したがいまして、私としましては見込みが異なって繰越金が出たということはお叱りを受けるというよりも、どちらかといいますと財政運営やあるいは国への働きかけなどによった財政調整交付金などをたくさんもらって、結果としてこういういい財政運営ができたというぐあいにお考えをいただきたいもんだなというように思っております。

運営協議会の中ではたくさん繰越金も出ましたし、委員さんの中には反対の意見もあったわけですけれども、一応繰越金の中から2,000万円程度はこの国保税の減額に充てようということに決定していただきまして、想定されるすべての条件の中で4例ほど想定があったわけですけれども、前年の国保税よりも全部安くなるということにさせていただいたわけでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） 今回の議案は国保税の税率を改定の分でございますが、これに伴いまして19年度と比べてそれぞれ具体的に、今、町長は減額になったと、確かに運協では減額になっておりますが、この議員各位がわかるように具体的に7割軽減、5割軽減、2割軽減の人はこのくらい軽減になると、また普通は19年度はこういう保険料だったのがこのくらいになると、具体的に示していただきたいということと、今回の今植田議員が言われました19年度決算見込みは確かに4,900万近く出ておりましたが、そこには課長の説明にもありましたように特別交付金とか国の算定誤りとか、また退職者医療がよけ、退職者がたくさんあるだろうということで交付金がたくさん入って、何か特別的なことで入っておりましたが、それらを考えまして大体19年度が約2%、全体合わせて2%の医療費が伸びると。この税額変更で国保の保険料を下げた2%の診療費が伸びる。このままくらい伸びるのを前提いたしましたなら、この国保会計が20年度はうまくいくのかどうかのことも踏まえて答えていただきたい。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 陸雄君） 細田議員の質問にお答えいたします。細田議員の方からは7割、5割、2割ということでございましたが、ちょっとそういうきちんとした資料つくっておりませんので、税務課の方が作成しております資料をもとにして説明をいたしたいと思っております。

まず1人目といたしまして、年齢40歳未満の夫婦と子供二人の4人家族で、所得が夫が200万円、妻がゼロ円、固定資産税が家を新築したということで12万6,000円あるということで仮定いたしますと、平成19年度はこの家は40歳未満の家でございますので平成19年度は基礎課税額だけでございますが、税額が国保税額が31万6,700円算出されます。この方が平成20年度の新しい税率、それからプラス後期高齢者支援金等課税額これを加えまして計算いたしますと、平成20年度には27万6,000円になるということでございまして、大体4万700円減額になるというものでございます。

それから同じ条件でございますが、今度は年齢が40歳以上で、40歳以上65歳未満の夫婦で子供二人の4人家族で同じく所得が夫200万円、それから固定資産税が12万6,000円と仮定いたしますと、平成19年度の税率で申しますと国保税が37万2,900円かかります。これが今度は平成20年度になりますと33万4,400円ということで、これは3万8,500円の減額になります。

それから2割軽減の世帯でございますが、これも年齢40歳未満の夫婦と子供二人の4人家族で、今度は所得が夫が150万円、固定資産税同じく12万6,000円、この方は軽減判定で2割軽減になりますが、この方は平成19年度は24万9,700円。これが平成20年度の税率で行いますと21万7,600円ということで3万2,100円の減額になります。

それから今度は夫が73歳、妻が70歳、夫婦二人で年金生活者で収入が夫が厚生年金の方から200万円をもらっていると、妻の方が国民年金の方で65万円、固定資産税は7万円。この方も世帯が2割軽減の世帯になります。この方の平成19年度の国保税の税額は12万1,500円。これを同じように平成20年度の税率で国保税を算出いたしますと11万1,500円ということで、この世帯は1万円の減額になるというものでございます。

大体、以上でよろしいでしょうか。

議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。繰越金につきましては、私どもは19年度は特別なものというふうに認識しておりまして、そういった考え方の中で組み立てております。

それから、この会計の状況でございますけども、後期高齢医療制度が発足いたしまして約740名くらいの方が国保から抜けられるわけでございますが、この人数の減、それから給付費がまだどういう形になるのかということもわかりません。これから1年を通じながら確認をしていかなければなりませんけども給付費などが少しでも、少しの動きといいますか、でも結果としては

分母が少なくなるわけですので大きな結果になるということで、大変厳しい状況だというふうに認識しておるところでございます。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

議員（12番 亀尾 共三君） 2点ほどお尋ねします。先ほど御説明がありまして19年度の決算見込みでは繰り越し額が約5,000万、4,900何がしですね、あって。それで今回、きょう私もらった分によりますと医療分とそれから介護分ですね、これに繰越金が上がっておりますけど金額が繰り越し額より少ないわけですが、運協の中で報告では議論の中で将来を見越して基金にという声もあったんだけどもということで、それはあったんだけども税率引き下げて負担を軽減するんだということで今回の議案が出たと思うんですよ。そのことについて基金の繰り越しとなってる分がどうなったのかということが、それがどういうことなのかということが1点と、それから先ほど税務課長から説明いただいたんですけど特定世帯の分ですね、その中で1つ世帯で世帯主がおられたんですけども、今回スタートしました後期高齢者のこの制度で、その世帯主が75歳以上になってかわられて、それで同じ世帯の中で国保を利用されていた方がその人は従来どおり国保に移るんですけども、世帯主を変更された場合にどういう影響があるのか、全く負担が変わらないのか、その点を先ほど説明があったんですけども私なかなか理解できませんので、もう一度どういう状況になるかということをお願いしたいと思いますので。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。亀尾議員、済みませんけども最初の質問の内容がちょっと、間違えますといけませんのでもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

議長（森岡 幹雄君） もう一遍、最初の分はわからなかったらしいけん、もう一遍言ってください。

議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど決算見込みでいくと4,900何がし、約5,000万近く繰り越しになるということですね、見込みで。それで今度20年度のきょうもらった資料なんですけども、医療分とそれの中で繰越金として上がってるのが2,000万と、それから介護分で320万ですか、でいくと19年度の繰り越し額から20年度の当初に回る繰越金について金額、私の理解でいくとこれ違うんだないかなというぐあいに思うんですよ。それで、この差額は基金としてされるのかどうなのかその点についてお聞きするんですよ。

議長（森岡 幹雄君） わかりましたか。

健康福祉課長（森岡 重信君） そのとおりでございます、2,000万と320万を次年度に繰り越し、以外のものにつきましては基金に繰り入れるという考え方でございます。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。亀尾議員の質問にお答えいたしますが、例えば夫婦で夫が75歳以上で妻が、例えば奥さんが75歳未満の家庭ということですよ。そうした場合にですね、私も当初は例えば75歳を越えて後期高齢者医療に世帯主の方が行きますので、当然それは軽減判定の際に人数所得が対象になるというふうに考えておりましたけれども、どうも聞いて見ますにやはり擬制世帯主ということで、擬制世帯主は所得は対象になりますけれども人数にはカウントされないというふうな状況がどうも起こってるようでございます。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

議員（12番 亀尾 共三君） 2点あって、先ほど健康福祉課長の方からは残金というか差し引きして余った分は基金の方へ繰り入れるということだったんですね。

改めて町長に、先ほど植田議員も聞いた重複する部分はあるかもしれませんが、本当に国保が滞納者があるということはズルというわけではなくて、なかなか所得に応じて払えない状況がこれがやっぱり現実だと思うんですよ。そういう中で19年度は基金を繰り入れされたんだけど、それがそっくりまた基金を取り崩しがまたそうだなくて戻ってるという状況の中であつたら、本来からいうと単年度決算がこれが特別会計のことだと思うんですよ。そういう中でいえば、繰り越しがあつたらそれをそっくりそのまま移して次年度に回して、そして軽減を図るということをおはやるべきだと思うんですよ。そのことが結局は歳入ですね、税の歳入にも率も上がってくるというぐあいになると思うんですよ。今の状況の中で、これについてやっぱりその考えを本当に住民の気持ちを受け止めてやるということをおはやるべきだと思うんですけど、再度そのことについて町長の考えをもう一度お聞きすると、それともう1点、先ほど税務課長からあつたんですけど、つまり移すとかえって世帯主を移し変えると結局は負担がというか金額的にいうと、移すとかえって移さん方より移した、移さずにおいた方が移すよりも負担というか金額が減るんじゃないかというぐあいになるんですけども、私の考えではね。その点についてはどうなんでしょうかということお聞きします。

議長（森岡 幹雄君） 税務課長、米澤君。

税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。先ほど申しました例えば夫76歳、それから妻70歳、夫婦二人で年金生活者で夫が年金200万円、妻が65万円で、固定資産税7万円でこれ

2割軽減になりますけれど、これで計算いたしますと先ほど細田議員の質問の中ではこれは上げておりませんでしたけれども、この方が平成19年度には税額が12万1,500円になります。で、平成20年度の税率でいいますとこの方は2万8,600円。ですけん国保税の中では10万近く減ると、1人被保険者のあれがなくなりますのでこういう形になります。それから所得割も当然減ってきますので、夫が逃げてしまうと。軽減判定には影響が出るけれども、ただ所得割はもろになくなると。それから固定資産税も夫が持っておったから固定資産税割もなくなるということで、国民健康保険税の方は今先ほど申しましたように10万近く下がるということになります。以上です。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 町長。住民負担を安くするのがいいということだろうと思いますけれども、私もそのように考えております。考えておりますので先ほど申し上げましたように例示したすべての例示において、国保税が安くなるとそういう選択をしたわけでありまして。一方、19年度の決算の中でさっきも健康福祉課長が申し上げましたように国の誤りといった、算定誤りといったようなことで通常では考えられない調整交付金だとか、そういうものが入っておるわけがあります。したがって、そういう特殊な事情によるものをすべて恒常的に御負担をいただかなければならない税の方に反映させてしまいますと、ことしは良くても来年はまたどんと上げるという必要性があるわけでありまして。したがって、4,980万円の約半分ちょっとですね、半分以下ですけど半分近くをこの掛金の方に保険税の方に回して、住民負担の軽減を図っていかうということで決めたわけでありまして。

それともう一方、支出の方の医療諸費であります。医療諸費は後期高齢者の皆さん方が国保から抜かれるということでありまして。全体的に分母が小さくなりますから私はハッピー年とかいいますけれども、いわゆる前期高齢者の医療費が案外かかるというようなことが先生からも御指摘になりました。意外とかかりますよというような話であります。そうしますと、分母が小さくなれば非常に医療費が当初見込みからどさくさするのではないかという懸念をしております。そういうことにも備えなければいけないという考え方もありまして、全額を国保税の減額の方に充てるということはずに約半分程度充てて、その程度でも想定するすべてのケースの場合で大幅な減額になりますので従来の国保税よりもですね、減額になりますのでそういう選択をさせていただいたということですので、御理解いただきたいと思います。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 私は今回の国保税の税条例を変えるのは、国保税がどうなるか

という問題でどういう検討していくかという点については、19年度の決算見込みが非常に大事だと思うんですね、それを議会に出されて説明すべきだと思うんですよ。私が手元に持っておりますのは閲覧用に上がってきてる運協の資料です。これはここにいる議員が全部持ってるわけはありません。先ほど税務課長が述べられたモデルケースも運協には出されたわけですよ。であれば、私は少なくとも今回特に後期高齢者の中身が入ってきまして制度が変わってきますから、わかるような資料を出すべきだと思うのです。いつもと変わらないどころかいつもより少ない資料ですよ、前回は何例かの分出してあったんですよ、たったこれだけでこの算出方法書いてあるだけでは前年度がわからないし、検討のしようがないと思いませんか。今回は全協での説明もありませんでした。そういうことを考えれば本当に議会や住民に対して今回の制度がどのように変わって、どのような御負担をいただくのかということをお身に考えてるというように思えないわけですよ。私の手元には決算見込みあるんですがほかの議員にはありませんから、それ求めたいと思いますので今のこの議会中に出ますよね、今準備されてるでしょ、ありますね。議長、求めたいと思います。私がしゃべってもほかの議員わからんのですよ、いけませんか。

議長（森岡 幹雄君） わかっとんなったがん、みんな。

議員（14番 真壁 容子君） はっ。

議長（森岡 幹雄君） まあいい、続けてください。

議員（14番 真壁 容子君） それ求めたいと思います。国民健康保険税が今回は少し下がると言いましたが、後期高齢者の医療制度が入って近隣町村はもっと下げてきますよ。例えば日吉津村では1人当たり1万円は下げれると言ってます。なぜかという、今までの後期高齢者の医療制度に変わったこと、退職者医療が前期高齢者に変わったことによって一つは町村の負担分も変わってくるわけですよ、持ち出し分が。町の持ち出し分が減ってきているという問題ね、それと先ほど言った人数が減るという問題もあるんですけれども、南部町の19年度で見ましようか、これです、お答えください。先ほど植田、亀尾議員も聞いたんですが基金を5,650万全く崩さなかった、繰越金が4,980万、この説明に特調が従来なく来たと言いますがそれでは9,000万の説明になりません、1億近い。町長はいくらかでも特別に来たもの残しておっしゃいますが、であれば、なぜ19年度は基金まで取り崩して予算つくったんですか。今までの組み立て方と全然違いますよ。少なくとも今回前年度と同じように組み立てようと思えば、なるほど基金は4,900万繰り越しが残ったから5,000万置いておいたにしても、4,900万についてはこれは全額繰り越した場合の例が全然出てこないではないですか。先ほど特調で特別な例だと言ったんですけど、それ以前に19年度は自分のお金を持ち出して予算つくったんで

すよ。そのこと考えたら特調が来たからその分について置いておくという理由になりません。

お聞きいたしますが、4,980万繰越金ですね、これをそっくり繰り越した場合の計算をしてください。出ますか、出ますね。約5,000万を繰越金で入れた場合、1世帯当たり1人当たりいくらになるか。この分の計算をしていただけませんか。

それともう一つ、先ほど言った後期高齢者の医療制度に伴って負担分が変わってきます。前期高齢者の制度も入りました。前年度と比べて一般会計からの持ち出しがどのように変わっていますか。これについてもお答えください。

議長（森岡 幹雄君） 休憩いたします。再開、15分再開いたします。休憩します。

午前10時03分休憩

午前10時15分再開

議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

健康福祉課長、森岡君。

健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。お手元の資料の医療費分算出法というページの中でちょっと説明をいたしますが、真ん中どこかに収入の関係で繰越金2,000万という欄がございますが、ここを4,980万とした場合ということで計算をさせていただきました。そうしますと2のところでございますが7,642万6,000円ということになります。それに300万、滞納繰り越し分を足しまして7,342万6,000円が税収入額ということにしております。これに徴収率0.93で割り戻した数字ということで7,895万3,000円が徴収額ということになります。これを4のところに入れ込みまして計算いたしますと2万8,793円、1万1,686円になります。それと次に介護分というところに今度影響いたします。これは320万もこちらの方で使いましたので、こちら側は2,507円ということにふえてまいります。ですのでそれを合計しますと、差し引きをしますと8,830円全額入れた場合はトータルとしては安くなるというような試算になるものでございます。以上でございます。

議長（森岡 幹雄君） 岩田室長。

医療保険室長（岩田 典弘君） 医療保険室長です。一般会計からの繰入金ですけども、後期高齢が始まったということに伴って増減というわけではありませんで、一般会計繰入金の中には出産育児一時金の繰入金と事務費繰入金、基盤安定繰入金と財政安定支援の事業繰入金として、大体昨年ベースで予算をさせていただいております。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 先ほど課長が計算してくれました全額で8,830円が引き下がるというのは、これは4の下の方ですね。被保険者数ですから1人当たりの金額のことを言っておられるわけですね、そうですね、そうですね。ということは、この平成20年度ね、19年度のように基金を5,000万取り崩さなくて基金をゼロにしても、平成19年度の繰越金を全額繰り越した場合ですね。ということは、平成20年度は19年度よりいい出発なんですよ。基金5,000万取り崩さない、ですね、マイナス5,000でないですよ。そこから出発するんですよ。それで5,000万、4,900何万ですね、5,000万を入れた場合は1人当たり約8,830万ですね。（発言する者あり）ごめんなさい、1人当たり8,830円下がってくるわけですよ、ですよ。私はこれをやったらいいんじゃないんですかと思うんです。どうしてできないんですか。お聞きしたいのは、安定的にお金を持つとかんといけんから基金についてなんですが、基金今いくらですか、1億8,000万ですよ。厚生労働省は幾らとっていますか。以前は総給付費の約5%以上でしたね、ないし3カ月以上ですね。1億8,000万っていったら今の20年度ベースにしたら3カ月分以上あるわけですよ。その上にこの2,000万ですね、2,000万を積み立てることと、今住民の暮らしが大変で国民健康保険税が高いと、滞納もふえてきている状況、そのときにこの繰越金をどのように有効に使っていくかというところで、私は町の政治的な判断が問われてるんじゃないかと思うんですよ。町長、どうなんでしょう。平成19年度と20年度と比べたら5,000万円マイナスから出発したことを考えれば、20年度は基金取り崩しゼロなんです。そこで何も今までのもん貯金を崩す必要ないんです、去年の繰越金を全額給付のところに入れていこうではないかってするだけで、1人当たり今よりも8,830円下がってくるわけですよ、これ大きいんです。私はちなみに、去年と同じように5,000万全部投入した場合どうなるかって計算してみました。1世帯当たり3万円下がるんです。本当はこれぐらい下げてくれたら楽ですよ。少なくとも1世帯当たり1万円っていったら、あともう2,000万あったら1世帯当たり1万円下がるんですよ。私は今回平成20年度については、小さな日吉津村が平均1人当たり1万円国保税を下げてるっていうんです。恐らく私は今回後期高齢者が出て行きますよね、その中で国民健康保険税について下げるところも多いのではないかと思うんです。私は後期高齢者の医療制度については反対なんですけども、町長は後期高齢者の医療制度は国保税にとって非常にいい制度だって申し入れのときに言われました。国保税にとっていいっていうのはどういうことでしょうか。2つでしょ、後期高齢者の医療制度、前期高齢者が入ることによって町の持ち出し分が減るんですよ。そうですね、そのこ

と聞いているんです。今、担当者ではお答えにくいと思うんですよ、財政担当か総務の関係ですよ。先ほど言った出産の分とかは町で計算してする分でしょ。そうではなくって、後期高齢者と前期高齢者が持っていく町村負担分が約10%減ってくるんですよ。それを考えたら一般財源の持ち出し等考えたことや、19年度の基金繰越金が残ってること考えたら、私はこの南部町の国保会計ですね、平成20年度は1人当たり8,830円十分に引き下げ可能だというふうに思うのですが再度お聞きいたしますね、制度上でどこでわかりますか、制度上で後期高齢者の老人医療費の制度から後期高齢者になることによって、町村持ち出し分が幾ら減ったかというのわかりますか。退職者医療から前期高齢者になって町村の持ち出し分が幾ら減ったかということが説明できますか。この数字がほしいんですね。どうでしょうか。

それから町長にお聞きしますが、何回も言うように平成19年度はマイナス5,000万から出発した会計でした、今回それしなくて済みます。積み立てることをちょっと置いときまして1億8,000万ありますから、繰越金全額今回繰越金としてあけて国保税の引き下げを求めますが、どのようにお考えですか。

議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 町長。真壁議員のお話を伺っておりまして、そういう立場に立てばそういうこともよく理解できるわけでありまして、一つ思い起こしていただきたいと思います。

19年度の同じ国保税の決定するときに、本来は所得が伸びないというようなこと、それから医療費が増嵩していくそういう流れの中で、税率のアップも考えなければいけないということがあったわけでありまして。しかし、後期高齢者の医療制度がスタートをすると、20年の4月からスタートするというような状況を受けて据え置いたと、そのままにしようということで様子を見た予算であったというように記憶をしております。その結果がこの取り崩しはしなくてもいいし、それから繰越金も出たということですから非常にこれはよかったなと、ラッキーだったなということなんです。しかし、内訳は先ほども説明させていただきましたように国の特別調整交付金がたくさん来たことや、あるいは算定誤りというようなことの精算というようなことで今回このような繰り越しもできたということでありまして、私はこの後期高齢者の医療制度が実質スタートしたこの年に、国民健康保険税が先ほど申し上げたように想定されるケースで全部マイナスになっております。擬制世帯の関係、特定世帯などでは10万円からの減額になるというようなこともあるわけですから、ひとつ、この2,000万円の取り崩しと繰越金の税への使い回しということで20年度は様子を見たいというように思います。特にさっきも申し上げましたけれども、分母が小さくなりますからきっとどさくさするというように思います。それから医療費の伸びと

いうものも潜在的にあるわけでありまして、そういうことも考えながら実質税負担が安くなると、高齢者医療が始まって、後期高齢者医療が始まって国保税が安くなったというそういう実績を住民の皆さん方にお示しをして、制度への理解を深めていきたいもんだというように思っております。

一番心配しますのは、もしあなたのおっしゃるようになってうまくいったときはいいわけですが、大幅に医療費が不足するようなことが生じたときに来年はどんと上げさせていただかなければいけないということが起きてまいります。やっぱり暮らしというのは安い方がいいにこしたことはないですけれども、同時にあんまり高くなったり安くなったり予想がつかんというのも困るもんだと思います。やっぱり安定的に推移していくというのが暮らしをまた支えていくことにもつながっていくのではないかとこのように思っております、これはもうちょっと長い目で見ていただいて積んでおけば必ずこれは財産でありますから、今のいる国保の皆さん方全部でこれを使い切ってしまうというような発想には立てないわけであります。よろしく申し上げます。

議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課、岩田室長。

医療保険室長（岩田 典弘君） 医療保険室長です。まず最初の一般会計といいますか老人保健の拠出金ですけども、老人保健拠出金としまして平成19年度予算額で2億756万6,000円に対しまして、本年度予算ですけども6,233万5,000円の予算をしております、比較1億4,523万1,000円の減となっております。

それともう1点、退職の方につきましては平成20年度から65歳までが退職で、あとからまた誕生日の翌月から一般になるわけなんですけども、それに伴いまして交付金の関係で予算上で言いますと療養給付費等交付金につきましては、前年度予算が2億7,111万7,000円としているところを、本年度予算額では2億2,101万9,000円の予算を計上させていただいております、5,009万8,000円の減となっております。

議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

議員（1番 植田 均君） 質疑の中でも言いましたけれども、19年度と比較いたしましてやはり基金を取り崩さない形で本年度、前年の繰越金を全額この会計に繰り越して住民の負担を

引き下げるべきだと、そのように考えます。そして、基金の現状ですけれども、今の後期高齢者医療制度に強制的に移されて実際上加入世帯、加入人数は減っていくわけです。そうしますと基金の保有量というのは1人当たりで見ますと実額でも上がりますし、1人当たりの保有高でも上がってくるわけです。十分な基金を保有しているというのが厚生労働省の基準から見ても十分あるわけです。そういう現状の中で4,900万の繰越金を全額投入して住民負担を軽減すべき、これはだれが考えても当然だと私は思います。そういう立場からそのような引き上げを求めて反対いたします。引き下げを求めて。

議長（森岡 幹雄君） 原案に賛成者の発言を許します。

6番、細田君。

議員（6番 細田 元教君） この原案に賛成いたします。今回運協でも中身が大変もめました案件もあります。要は4,900万の繰り越しが出ましたけど、本当にこれは特別な繰り越しであります。もし、これがなければこの間の19年度の補正にありましたように基金を崩した予算ベースになったんじゃないかなと思ってます。これがずっと続くということは私も保証できませんし、この中で繰越金を全額という意見は出なかったですけども、やめて基金にという意見がありました。なぜならば、今これから退職者がたくさん出てまいりまして、それが前期高齢者国保に、退職者国保になると。医療関係者の方がおられまして、そういう方が一番医療費がかかります。ですからこの繰越金は崩したくはないし、使ってほしくはありません。国保会計を守るためにはぜひともこれは必要ですという意見もありましたが、けども、その中でも半分崩してでも安くした方がいいんじゃないかという意見もありまして、担当課にいろいろお聞きしましたならば、特別なことがない限り何とか国保会計は回ると思いますと、一番心配なのは今言いましたように後期高齢が抜けて分母が少なくなったと。今、共産党議員団さんは日吉津村のことをよく言われますが確かに日吉津村と南部町、私は違うと思います。日吉津村は人口がどんどん増加がしてますが若い人が入っておられます。南部町は確かに定住対策で若い人は入ってますけども高齢者が多いです、そういうところから比べるとちょっとまずいかと。伯耆町の話はまだ聞いてませんが、19年度並みにしようかという話も聞いてます。それがやっぱり筋のような感じもしますけども今回こういう経済状況を考えましても、私は繰越金が4,900万できましたならば200万投入して、2,000万そこに投入して減額してほしい、減額した金額がつらつら例を述べていただきましたようにほとんどのところが減額になっております。特に後期高齢者の方が夫婦で1人おられて特定世帯になった場合、10万からの減額になると、そのようになっていると。そういうことを考えましたならば今回の国保会計、今後ともこの国保会計を維持し、守るた

めにも私は今みたいに本当に柔軟な対策もしておりますし、今後もせないけん。基金1億8,000万、分母が少ないときに本当に退職者の人がほっとされてちょっとした油断されたときにはぼぼっと予想外な治療、医療がかかります。そういうときのためにやっぱりっておかないけない。そう私は思います。家計でも一緒だと思います、余裕があるときにはある程度ためて、そういうときに少しずつ出して我が家計を守るとというのが私は一般主婦の考えじゃないかと私は思います。そういうことを考えまして私はこの国保会計、今回本当に議論しながら清水の舞台から飛び降りたわけじゃないですけども、そのような覚悟で、今回提案されたことには賛成いたします。

議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

議員（14番 真壁 容子君） 国保税を、繰入金を全額20年度繰越金を繰り入れて国保税を引き下げるべきだと、今回のこの議案に反対いたします。先ほど国保制度の維持するためというんですけど、国が言ってる後期高齢者も持続可能な維持だというんですけども、国民が怒っているのは住民犠牲の上に成り立ってるわけですよ、南部町の国保もそうじゃないですか。4,900万が繰越金で残ってきたっていうんですけども、これを特調が来たとか何だか言うんですけども説得力がないのは、仮に執行部の言うように特調が全部繰越金になったとしたって、そして5,000万の基金取り崩しやめたの理由にならへんじゃないですか。いくら述べられても1億1,000万以上ですね、それも平成19年度は前年比の医療費が伸びてるんですよ。そういう中で予算から見たら5,000万取り崩さなくて済んだ、4,900万残ってきたという結果が出てきたわけなんです。そのことについて何ら説明ないわけですね。賢い主婦は中身を検討するんですよ。いいかげんなことで考えないんです。だから、具体的な数字を出してください。まだ納得するかもしれませんが、少なくともこの説明不足の議会では1億1,000万残ってきたという根拠は説明できなかったんですよ。住民から税金集めておきながら、その使い方の説明ができず自分のお金のようにためて少しは引き下げたんだっていうのは、これは住民には通用しませんよ。取り過ぎたら返したらいいんじゃないですか。少なくとも積み立てたものを取り崩して引き下げろとひとつとるん違うんですよ。住民から集めた分を繰り越した分そのまま使いましょうと言ってるだけなんです。これは私は、特に平成20年度の国保会計は、町がこの繰越金を基金に回すことは住民は納得しないと思いますよ。今回いろいろ言いますが国保税、その上に介護分、後期高齢者分が来るわけですよ。いくら言いましても、特に指摘されているのは収納率が低下してくるのではないかという問題、後期高齢者の方が出て行って。そういうことを考えたら滞納する率が今よりふえてくる可能性も全国的に指摘されているわけなんです。

そういうことを考えたら何回も言うように平成19年度のように預金を崩せと言ってるんじゃないんですね、来た分を使って予算組もうじゃないか、これ当然の言い分ではないでしょうか。少なくとも次どなたか賛成討論される人は1億1,000万がどないして残ったかっていう根拠説明してください。皆さんの机の前に19年度の決算書がありますか。3例をした検討された分というの目を通していらっしゃいますか。住民にとっては非常に高い国保税なんですよ。そういう意味でいえば、十分説明を聞いて納得して賛成反対決めていくべきではないでしょうか。少なくとも私は4,900万をそっくりそのまま繰り入れて国保税を引き下げるべきだと、こうすれば1人当たり約1万の引き下げが可能だということを指摘して反対いたします。

議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号

議長（森岡 幹雄君） 日程第5、議案第56号、南部町監査委員の選任についてを議題いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本君。

町長（坂本 昭文君） 議案第56号、南部町監査委員の選任についてでございます。

南部町監査委員、赤井繁美が平成20年4月17日をもって退職したため、その後任として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町阿賀218番地5、氏名、須山啓己、生年月日、昭和23年7月9日、任期は4年でございます。

若干御本人の履歴などについて御紹介をしておきたいと思っております。最終学歴は関西大学工学部の御卒業、47年3月に御卒業になって、松下電器の方に御勤務になり、61年から6年7カ月程度シンガポールの松下モーターの技術部のゼネラルマネージャーということで、会社の経営に参画をなさっておられます。その後、平成13年の12月から平成15年の12月までナショナルマイクロモーターの監査役をなさっておられます。そういう御経歴をお持ちでございまして、お願いをすることにいたしました。よろしく御審議お願い申し上げます。

議長（森岡 幹雄君） ただいま提案の理由の説明がございました。特に人事案件については……質疑するの。特にあるようでありますから許しますが。

13番、塚田君。

議員（13番 塚田 勝美君） 任期のことについて残任期間じゃなくて4年となると、現在の議会から出ていらっしゃる監査委員と任期が変わってくるということになるわけですが、どうして残任期間だなくて4年になった。そういう規定になってるのかどうかということだけ確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（森岡 幹雄君） ちょっと、条例確認するようでありますから休憩をいたします。

午前10時44分休憩

午前10時50分再開

議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

総務課長、陶山君。

総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。関係する法令につきましては地方自治法と、条例の方では南部町監査委員条例というのがございます。南部町監査委員条例は任期等、それから残任期間等の定めは全くありません。したがって、地方自治法の中で第197条、監査委員の任期は点々とありまして4年とし、というぐあいにうたっております。残任期間等の定めはほかにはありませんので4年とするという提案でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。ほかに質疑はないようでありますから、質疑を終結して、討論を終結して、採決をいたしたいと思います。よろしゅうございますね。

議案第56号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔異議あり〕

議長（森岡 幹雄君） 異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第4回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。これをもちまして、平成20年第4回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前10時50分閉会